

## 令和5年度三川町空き家解体資金利子補給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、令和5年度三川町老朽危険空き家等解体促進補助事業実施要綱（令和5年告示第 号。以下「解体促進要綱」という。）に規定する補助事業を行う者のうち、金融機関からの融資を受けて町内に存する空き家等の解体を行う者に対し、予算の範囲内において行う補助金（以下「解体ローン補助金」という。）の交付について、三川町補助金等の適正化に関する規則（昭和38年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、解体促進要綱及び令和5年度三川町老朽危険空き家等解体促進補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定めるもののほか、「解体ローン」とは、解体促進要綱第4条に規定する補助対象老朽危険空き家等を解体するための資金として、金融機関から受ける融資をいう。

### (交付対象者の要件等)

第3条 この解体ローン補助金の交付を受ける者は、解体促進要綱第3条に規定する要件をすべて満たす者とする。ただし、交付要領第3条の規定のうち、同条第1項の対象になる者に限る。

2 前項に該当する者は、解体促進要綱第4条の規定にかかわらず交付要領第6条第2項に規定する補助金の受領を認めるほか、解体促進要綱第4条第5号に規定する要件は、解体する家屋等に限り適用する。

### (補助対象工事費等)

第4条 この解体ローン補助金の対象となる工事等は、解体促進要綱第5条に規定する工事等で解体事業者等に請け負わせた工事等とする。

### (補助金交付額の算定方法)

第5条 この解体ローン補助金の交付額は、解体ローンの金銭消費貸借契約締結に係る支払利子額（保証料を含む。）とする。ただし、当該金銭消費貸借契約の利率が年2パーセントを超える場合は、年2パーセントの利率を上限として算出した額とする。

2 解体ローン補助金の交付期間は、初回返済日の属する月から起算して連続する5年間とする。

### (補助金交付の申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三川町空き家解体資金利子補給申請書【初年度用】（様式第1号）に次の各号に定める関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 解体ローン借入予定計画書（様式第2号）
- (2) 交付要領第7条第1号から第8号に規定する書類（様式は、交付要領の様式による。）
- (3) その他町長が必要とする書類

2 次年度以降も補助金の交付を継続する申請者は、三川町空き家解体資金利子補給申請書【次年度以降用】（様式第3号）に次の各号に定める関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 解体ローンに係る金銭消費貸借契約書の写し
  - (2) 償還予定表の写し
- (補助金交付の決定等)

第7条 町長は、前条に規定する申請を受けたときは、当該申請内容の審査等を行ったうえで、補助金交付の可否を決定し、三川町空き家解体資金利子補給交付決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）又は三川町空き家解体資金利子補給不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付決定の辞退）

第8条 第6条に規定する交付申請を取り下げるときは、申請者は三川町空き家解体資金利子補給申請取下げ書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。前条に規定する交付決定通知書を受けた場合においても同様とする。

（償還実績報告）

第9条 第7条に規定する交付決定通知書を受けた者（以下「交付対象者」という。）のうち、初年度に係る場合は三川町空き家解体資金利子補給実績報告書【初年度用】（様式第7号）に、次の各号に定める書類を添付して、町長が指定する期日までに提出しなければならない。

- （1） 解体ローンに係る金銭消費貸借契約書の写し
- （2） 償還予定表の写し
- （3） 償還予定表どおりに返済したことを確認することができる書類（初年度以降の申請に限る。）
- （4） 解体工事に係る請負契約書の写し

2 交付対象者のうち次年度以降に係る場合は、三川町空き家解体資金利子補給実績報告書【次年度以降用】（様式第8号）に、次の各号に定める書類を添付して、町長が指定する期日までに提出しなければならない。

- （1） 償還予定表の写し（申請時に提出した予定表の内容に変更があった場合に限る。）
- （2） 償還予定表どおりに返済したことを確認することができる書類

（補助金交付額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による実績報告があった場合、これを審査し、本要綱の要件を満たしていると認めるときは、当該交付額を決定し、速やかに交付対象者に対して三川町空き家解体資金利子補給額確定通知書（様式第9号）により、その旨を通知しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱の適用について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。